

佐倉市木造建築物耐震診断補助金及び木造住宅補強改造工事  
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で良好な市街地の形成と災害対策の推進を図るため耐震基準に満たない民間建築物を減らすことを目的とし、佐倉市災害予防対策事業補助金等交付規則（平成14年佐倉市規則第56号。以下「規則」という。）第2条第1号に規定する木造建築物耐震診断補助金（以下「耐震診断補助金」という。）及び同条第2号に規定する木造住宅補強改造工事補助金（以下「耐震補強工事補助金」という。）の交付について、規則及び佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「補助金等交付規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断補助事業 耐震診断補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (2) 耐震補強工事補助事業 耐震補強工事補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (3) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会発行。以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）に基づき、耐震診断士が一般財団法人日本建築防災協会の評価を受けたソフトウェアで行う一般診断法による耐震診断（以下「一般診断」という。）又は精密診断法による耐震診断（時刻歴応答計算による方法を除く。以下「精密診断」という。）をいう。
- (4) 補強設計 耐震診断の結果に基づき、耐震補強工事を行うために耐震診断士がまとめた補強設計及び設計図書（仕様書、仕上表、平面図、詳細図及び耐震補強工事後の建築物に期待できる耐震性の診断について記載されたもの（以下「診断表」という。）をいう。）をいう。
- (5) 耐震補強工事 補強設計に基づき建築物の耐震性を高めるために行う工事をいう。
- (6) 二段階耐震補強工事 昭和56年5月31日以前に建築され、かつ、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満と診断された木造住宅について、次のア及びイの工事に分けて段階的に行う耐震補強工事をいう。
  - ア 住宅全体の上部構造評点を1.0以上とする補強設計に基づき、その一部を工事することにより、住宅全体の上部構造評点を0.7以上となるように、

又は1階の上部構造評点を1.0以上となるように行う工事（以下「一段階目耐震補強工事」という。）

イ 一段階目耐震補強工事により補助金の交付を受けた木造住宅について、住宅全体の上部構造評点を1.0以上となるように行う工事（以下「二段階目耐震補強工事」という。）

(7) 耐震診断士 建築士であって都道府県が開催する木造の建築物の耐震診断に関する講習又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造の国土交通大臣登録耐震診断資格者講習若しくはこれと同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習を受講修了している者

(8) 工事監理 耐震補強工事を行う過程で、設計図書と照合し、当該耐震補強工事が補強設計のとおり実施されているか否かを確認する業務をいう。

(9) 施工者 次のいずれかの要件を満たしている者であって、この要綱に基づき木造建築物の耐震補強工事を行うものをいう。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。

イ 当該営業所に建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる者と同等の経歴を有する者、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士又は建設業法第27条第3項の規定により合格証明書の交付を受けている者であること。

（補助の対象となる建築物）

第3条 耐震診断補助事業の対象となる建築物は、規則で定めるものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 申請者自らが居住している平成12年5月31日以前に建築された戸建木造住宅であること。

(2) 構造が丸太組構法によるものでないこと。

(3) 建築時における建築基準法に規定する構造耐力規定に適合するものであって、かつ、平成12年6月1日（昭和56年5月31日以前に建築された戸建木造住宅にあつては昭和56年6月1日。以下「基準日」という。）以降に増築されていないものであること。

(4) 当該建築物が存する敷地内の他の建築物を含め、補助金の申請時において建築基準法の集団関係規定等に抵触していないこと。

(5) 過去に耐震診断補助金の交付を受けていないものであること。ただし、一般

診断について耐震診断補助金の交付を受け、当該耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された建築物について精密診断を行う場合については、規則第2条第1号イで定める額から当該一般診断に係る交付済みの補助金の額を控除した額を限度として耐震診断補助金の交付を受けることができる。

2 耐震補強工事補助事業の対象となる建築物は、前項第1号から第4号までのいずれにも該当し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された建築物であること。

(2) 耐震補強工事後の建築物に期待できる耐震性の診断結果が上部構造評点1.0以上であること。

3 市長は、当該住宅が定住化の促進に資すると認めたときは、規則第3条第1項の規定による交付の申請の時に於いて第1項第1号の規定による居住の要件を適用しないこととすることができる。

(補助対象経費)

第4条 耐震診断補助金の対象となる経費は、耐震診断に要する経費とする。

2 耐震補強工事補助金の対象となる経費は、耐震補強工事（当該工事部分に係る解体費又は仕上げ（通常使用されている程度のものをいう。）を含む。）、補強設計及び工事監理に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条の2 耐震診断補助金の額は、規則第2条第1号に定める額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 耐震補強工事補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 規則第2条第2号に定める額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額特別控除の額

3 耐震補強工事補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いた額を交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金等交付規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）とする。

2 耐震診断補助金の交付を受けようとする者が申請書に添付しなければならない

い書類は、次のとおりとする。

- (1) 耐震診断事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 案内図
- (3) 耐震診断に係る見積書の写し
- (4) 住民票の写し（申請者の住民登録について、市長が公簿等で確認することに同意している場合を除く。）
- (5) 当該建築物の登記事項証明書又は基準日前に建築されたことを証する書類の写し
- (6) 耐震診断士の耐震診断に関する講習の修了証の写し

3 耐震補強工事補助金の交付を受けようとする者が申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 耐震補強工事事業計画書（別記様式第3号）
- (2) 案内図
- (3) 壁や開口部の位置、寸法等が明示された補助対象住宅の図面で、次のいずれかに掲げるもの。ただし、ア及びイについては、現地調査の結果と相違していない場合に限る。
  - ア 建築確認を受けた際の確認済証に添付された図面
  - イ 住宅の設計者や工事施工者が作成した図面で、筋かいの位置や大きさが明記されているもの
  - ウ 現地調査結果平面図(第4号に添付されているものはこれに該当しない。)
- (4) 耐震診断の結果報告書（木造住宅の耐震診断と補強方法に記載された診断表（二段階耐震補強工事の場合は、一段階目耐震補強工事後及び二段階目耐震補強工事後の診断表）に相当するものを添付）
- (5) 補強設計（二段階耐震補強工事における平面図は、段階別に作成したもの）
- (6) 耐震補強工事、補強設計及び工事監理に要する経費に係る見積書の写し
- (7) 住民票の写し（申請者の住民登録について、市長が公簿等で確認することに同意している場合を除く。）
- (8) 当該建築物の登記事項証明書又は平成12年5月31日以前に建築されたことを証する書類の写し
- (9) 耐震診断士の耐震診断に関する講習の修了証の写し
- (10) 施工者が第2条第9号の要件を満たすことを証する書類の写し

4 第3条第3項の規定による居住の要件を適用しないこととされた住宅につい

ては、第1項又は第2項に定める書類のほか、申請者が建築物を所有していると認められるもの及びその他市長が必要と認めるものを添付するものとする。

5 申請書は、当該補助金の対象となる事業に着手する前であって、かつ、当該年度の12月15日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 補助金等交付規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付（不交付）決定書（別記様式第4号）によるものとする。

(交付決定後の計画変更の承認等)

第7条 補助金等交付規則第8条第1項に定める補助事業等の変更の申請を行うとする者は、あらかじめ、変更内容について市長と協議を行わなければならない。

2 前項の規定による協議の結果、変更の申請を行う場合は、補助事業変更申請書（別記様式第5号）によるものとする。

(実績報告)

第8条 耐震診断補助事業における、補助金等交付規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書は、耐震診断補助事業実績報告書（別記様式第6号）とし、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 耐震診断の結果報告書（木造住宅の耐震診断と補強方法に記載された診断表に相当するものを添付）

(2) 耐震診断に要した経費に係る領収書の写し

(3) 現地調査の写真

(4) 壁や開口部の位置、寸法等が明示された補助対象住宅の図面で、次のいずれかに掲げるもの。ただし、ア及びイについては、現地調査の結果と相違していない場合に限る。

ア 建築確認を受けた際の確認済証に添付された図面

イ 住宅の設計者や工事施工者が作成した図面で、筋かいの位置や大きさが明記されているもの

ウ 現地調査結果平面図（第1号に添付されているものはこれに該当しない。）

2 耐震補強工事補助事業における、補助金等交付規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書は、耐震補強工事補助事業実績報告書（別記様式第7号）とし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 耐震補強工事を行う部位ごとの施工前、施工中及び施工後の状況を示す写真  
(撮影場所を整理した図面等を含む。)
  - (2) 使用した材料の寸法及び仕様を示す写真及び書類
  - (3) 耐震補強工事の監理報告書の写し
  - (4) 耐震補強工事、補強設計及び工事監理の実施に係る契約書の写し
  - (5) 耐震補強工事、補強設計及び工事監理に要した経費に係る領収書の写し
- 3 第3条第3項の規定により定住化の促進に資すると認められた住宅にあっては、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 住民票の写し(申請者の住民登録について、市長が公簿等で確認することに同意している場合を除く。)
  - (2) 建物の登記事項証明書
- 4 第1項及び第2項の実績報告書は、補助金の決定を受けた日の属する年度の2月15日までに提出しなければならない。
- (額の確定)
- 第9条 補助金等交付規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、補助金確定通知書(別記様式第8号)によるものとする。
- (交付の請求)
- 第10条 補助金等交付規則第16条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない請求書は、補助金交付請求書(別記様式第9号)とする。
- 2 耐震診断補助事業者及び耐震補強工事補助事業者は、前条の通知を受けた当該年度の3月31日までに補助金交付請求書を提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (代理受領)
- 第11条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の受領を、当該補助事業を施行した業者(以下「事業者」という。)に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。
- 2 代理受領を行う事業者は、第5条第1項に規定する申請書を提出するときは、同条第2項に規定する書類に、代理受領予定届出書(別記様式第10号)及び当該代理受領に係る委任状を添付しなければならない。
- 3 事業者が代理受領を中止するときは、実績報告書を提出する前までに、代理受領予定届出取下書(別記様式第11号)を市長に提出しなければならない。

4 代理受領により補助金の交付を受けようとする事業者は、補助事業が完了したときは、第8条第1項第2号又は同条第2項第5号に規定する書類に代えて補助事業に要した事業費に係る請求書の写し、当該請求書に係る額から補助金額を差し引いた額の領収書の写し及び内訳報告書(別記様式第12号)を耐震診断補助事業実績報告書又は耐震補強工事補助事業実績報告書に添付しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則(平成18年12月28日決裁18佐建第429号)

この要綱は、平成18年12月28日から施行する。

附 則(平成21年3月19日決裁20佐建第289号、平成21年3月31日決裁20佐財第616号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成21年3月31日から施行する。

附 則(平成24年3月8日決裁23佐建第994号、平成24年3月26日決裁23佐財第681号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日決裁24佐建第1212号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月2日決裁26佐建第888号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日決裁29佐建第1082号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日決裁佐建第610号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日決裁佐財第577号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金から適用し、令和元年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年8月23日決裁佐建第278号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和5年3月17日決裁佐建第512号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和6年3月29日決裁佐財第678号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、令和6年度の予算に係る補助金から適用し、令和5年度以前の年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。